

郵送申請（電子納付）のご案内

毎月供託所で供託して
るけど、時間も交通費も
かかって面倒だな・・・。

供託を郵送で申請
してみようかな・・・。

でも、現金書留は高いし・・・
振込だと手数料がかかるし・・・



どうしよう???



そこで、皆様におすすめなのが
「ペイジー（電子納付）」
です。これですと、手数料は無料
です。



そうか、「ペイジー」を利用すれば、現金書留料等の余計なお金がかからないのか！

で、その「ペイジー」って、どうするの？



パソコンや携帯電話でも使えますが、一番おすすめなのが金融機関のATMを利用していただくことです。(注意1)

郵便局なら、どこのATMからも御利用いただけます。(注意2)

※他の金融機関では平成21年11月1日現在、ペイジーができるATMは限定されています。



注意1: パソコンのインターネットバンキングや携帯電話のモバイルバンキングは事前登録が必要です。また、会社法人は利用できない場合があります。



注意2: ATMにおいて、口座からのペイジー利用は上限が1,000万円(登録要)、現金は紙幣100枚までとなります。(登録不要)

ATMの操作は簡単ですか？



はい、簡単です。
ATMの画面の中から「ペイ
ジー」を押してください。



お預入れ

いらっしゃいませ

お引出し

通帳記入

ご希望のお取引ボタ
ンを押してください

残高照会

ご送金

定額・定期
お預入れ

その他
お取扱い

払込
(ペイジー)

まず、画面の中から
「ペイジー」を押しま
す。

払込
(ペイジー)

収納機関番号

取消

収納機関番号を入力し最後に **確認** を押してください

00100

1	2	3
4	5	6
7	8	9
訂正	0	確認

後は画面の指示に従うだ
けです。

入力するのは
「収納機関番号」
「納付番号」
「確認番号」

の3つだけです。
「収納機関番号」を入力し
て「確認」を押すと画面が
切り替わり「納付番号」を
入力することになります。
以下同様です。

お問合せは、供託課窓口まで

ATMを利用した供託金の納付方法

お客様

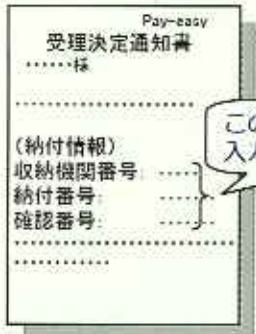
法務局



① 必要書類を法務局へ郵送して下さい



② 受理決定通知書をお送りします

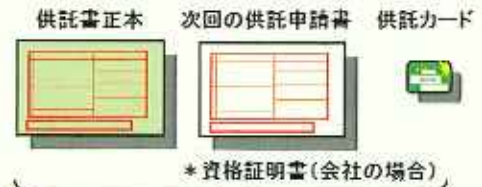


この番号をATMに入力して下さい

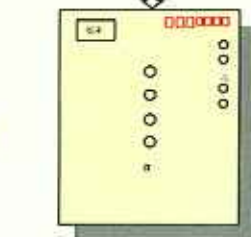
③ ATMで供託金を納付して下さい



④ 納付済情報が法務局に送信されます



⑤ 供託書正本・次回の供託申請書・供託カードをお送りします

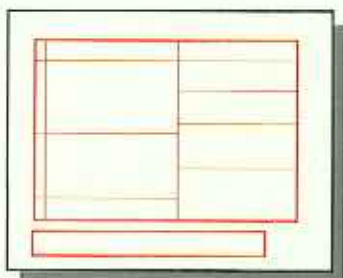


⑥ 供託完了です

被供託者へ通知書を発送します

必要書類

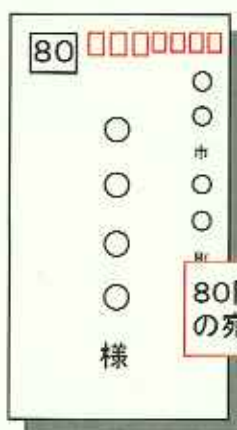
① 供託書



② 供託カード



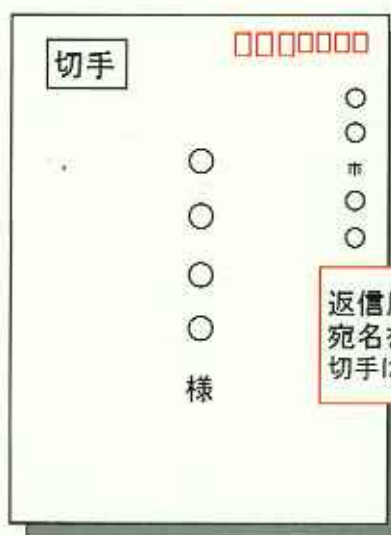
③ 返信用封筒(小)



80円切手を貼り、お客様の宛名を明記した封筒

供託金をペイジーで納付するための書類を送らせていただきます。

④ 返信用封筒(大)



返信用切手を貼り、お客様の宛名を明記した封筒
切手は120円もしくは140円程度

供託書正本を送らせていただきます。

⑤ 通知用切手



⑥ 資格証明書(3か月以内)

〒790-8505
松山市宮田町188番地6
松山地方法務局供託課
089(932)0888

※ペイジーで入金されることがわかるようなメモを同封下さい。
※連絡先(お電話番号)もお知らせください。